

建設工事等に係る入札金額見積内訳書の取扱いについて

八潮市発注の建設工事等に係る入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

1 内訳書の提出を求めた場合における内訳書の未提出

発注者が入札書の提出時に内訳書の提出を求めた場合において、次の各号に掲げる場合は内訳書が未提出であるもの（以下「内訳書の未提出」という。）として取扱い、当該入札参加者の入札は入札公告又は指名通知等に示す事項に反した入札とし、当該入札を原則無効とする。

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合
- (4) 内訳書に記載された工事名、工事場所等から、当該工事等を特定できないと発注者が判断した場合
- (5) 内訳書に記載された工事名、工事場所、直接工事費の内訳（工種名）及び入札金額等から、明らかに他の工事等の内訳書と発注者が判断した場合
- (6) 内訳書に記載された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、内訳書を提出した者を特定できないと発注者が判断した場合
- (7) 内訳書に記載された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- (8) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (9) 他の入札参加者の内訳書の様式を入手し、使用していると発注者が判断した場合
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が内訳書の未提出と判断した場合

2 内訳書の提出を求めた場合における不備のある内訳書

発注者が入札書の提出時に内訳書の提出を求めた場合において、次の各号に掲げる内訳書は内容に不備があるもの（以下「不備な内訳書」という。）として取扱い、当該内訳書を提出した者の入札は入札公告又は指名通知等に示す事項に反した入札とし、当該入札を原則無効とする。ただし、明らかに軽微な誤記等であると認められる場合は、無効としないことができる。

- (1) 1（7）に規定する入札書を提出した者と異なる者の内訳書と一緒に提出された内訳書

- (2) 複数の内訳書が提出された場合において、当該内訳書の入札金額が異なる場合のそれぞれの内訳書
- (3) 入札金額だけが記載された内訳書
- (4) 埼玉県電子入札共同システムに入力された入札金額と異なる入札金額が記載された内訳書
- (5) 数値的判断基準を設定している入札で、数値的判断基準の対象金額のいずれかが未記入の内訳書
- (6) 金額の積算の記載がない内訳書
- (7) 金額の積算に誤りのある内訳書
- (8) 工事名の欄に記載がない内訳書
- (9) 入札参加者の名称・商号の欄に記載がない内訳書
- (10) 内訳書の様式に発注者名の記載がある場合において、発注者名に誤りのある内訳書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、発注者が不備な内訳書と判断した内訳書

3 その他

- (1) 内訳書に疑義があり不正行為が疑われる場合は、八潮市の「談合情報対応マニュアル」に基づき処理する。
- (2) 入札参加者は、いったん提出した内訳書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。
- (3) 業務委託等の入札に使用する内訳書に関する取扱いについては、「工事名」を「委託名」と読み替えるなど、適時読み替えて適用する。

附 則

この取扱いは、平成24年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。

附 則

この取扱いは、平成25年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。